３　鉄道産業技術戦略室に、室長を置く。
４　技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　陸運機器等及び鉄道等の用に供する施設に関する技術の開発に関すること。
二　鉄道等の用に供する施設の建設、改造、修理及び保守並びに鉄道等の車両に関する外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。
５　技術開発室に、室長を置く。
６　（略）
（自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官）
第八十八条　技術・環境政策課に、自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。
（削る）
（削る）
２・３　（略）
（自動車登録デジタル化推進室及び自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）
第八十九条　自動車情報課に、自動車登録デジタル化推進室及び自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官それぞれ一人を置く。
２　自動車登録デジタル化推進室は、自動車の登録に係る手続のデジタル化の推進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（自動車登録管理企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
３　自動車登録デジタル化推進室に、室長を置く。
４～７　（略）
（認証監理室及びリコール監理室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）
第九十三条　審査・リコール課に、認証監理室及びリコール監理室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。
２　認証監理室は、道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定その他の証明に関する事務並びにこれらの証明を申請する者及び証明を受けた者の指導及び監督に関する事務（自動運転技術審査官、型式指定業務指導官及び完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
３　認証監理室に、室長を置く。
４　リコール監理室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（リコール業務指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
５　リコール監理室に、室長を置く。
６　（略）

５　車両工業企画室に、室長を置く。
（新設）
６　（略）
（先進技術推進室並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官）
第八十八条　技術・環境政策課に、先進技術推進室並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。
２　先進技術推進室は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
３　先進技術推進室に、室長を置く。
４・５　（略）
（自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）
第八十九条　自動車情報課に、自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官それぞれ一人を置く。
（新設）
（新設）
２～５　（略）
（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）
第九十三条　審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。
２　リコール監理室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（不具合情報調査推進室及びリコール業務指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
３　リコール監理室に、室長を置く。
４　不具合情報調査推進室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両の不具合に関する情報の収集及び分析並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関するものをつかさどる。
５　不具合情報調査推進室に、室長を置く。
６　（略）